

船橋市不正受給に関する告訴、告発又は被害届の提出等の措置の判断基準

生活保護費の不正受給に関し、生活保護法（以下「法」という。）第78条に基づく費用徴収において、法第85条に定める罰則を適用するにあたり、告訴、告発又は被害届の提出（以下「告訴等」という。）等の措置を検討するための判断基準について、次のとおり定める。

第1条 告訴等の検討にあたって判断すべき事案は、次に掲げるものとする。

- (1) 不正受給金額が、100万円以上の事案。
- (2) 不正受給していた期間が、1年以上の事案。
- (3) 不正受給の手段として、実施機関に提出する書類等に虚偽記載などの行為を行っていることが明らかな場合の事案。
- (4) 不正受給により得た保護費の用途について、自らの借金返済や資産運用、ギャンブル及び浪費など、法第3条に定める健康で文化的な生活水準を維持できる最低限度の生活から逸脱している事案。
- (5) 不正受給が過去において法第78条の適用を受けた事実がある事案。
- (6) 不正受給に対し、再三の費用徴収の請求をしても、全く費用の返還に応じず、告訴等の手段をとらないと、返還の見込みがない事案。
- (7) 他の自治体から重複受給していることが明らかになった事案。

第2条 前条の第6号又は第7号に該当する場合、もしくは前条第1号に該当し、且つ、第2号から第5号のいずれかに該当する場合は、告訴等の措置を検討するものとする。
この検討にあたっては、次の各号に掲げることも考慮するものとする。

- (1) 個々の事案の状況を詳しく把握し、特に悪質な手段の場合は、社会的影響の有無。
- (2) 組織として統一した対応を行うため、査察指導員以上で構成されるケース検討会議においての決定。

施行日 この基準は、平成26年7月1日から施行する。